

論 通 記 簿

同志社大学教授

今 井 信 二 著

千 倉 書 房

著 者 紹 介

昭和 15 年 名古屋高等商業学校（現名古屋大学）卒業

昭和 19 年 神戸商業大学（現神戸大学）卒業

昭和 21 年 同志社経済専門学校教授

昭和 24 年 同志社大学助教授

昭和 31 年 同志社大学教授となり、現在に至る。

〔専攻〕 簿記学

〔住所〕 京都市山科区安朱東海道町66

『簿 記 通 論』

昭和 56 年 12 月 20 日 初版

昭和 57 年 3 月 15 日 2 刷

著 作 者 © い ま い のぶ じ
今 井 信 二

発 行 者 東京都中央区京橋 2-4-12
千 倉 悦 子

印 刷 者 東京都文京区小日向2-18-4
誠之印刷株式会社

製 本 東京都文京区本駒込3-1-22
中島製本株式会社



104 東京都中央区京橋2-4-12 京橋第一生命ビル

発 行 所 千 倉 書 房

TEL. 03 (273) 3931 (代) 振替・東京2-978

ISBN4-8051-0417-1

は し が き

こんにち企業の経済活動の複雑化、企業形態の新しい発展、企業をとりまく種々の利害関係者のもつ利害の対立というような諸要因の招来と、社会環境の変化にともなう企業の公共的性格の増大につれて、会計はたんに企業自身のために計算するだけでは十分でなくなり、企業の財産の保全もしくは管理を適切に遂行する会計上の責任と、その結果を報告する任務をもつようになった。

企業の会計を適切なものにするための原理を研究するのが会計学であり、簿記はその社会的必要性が高まるにつれて、会計学の理論によって決定された方向あるいは方法によって企業の経済活動を把握し、これを記録・計算・整理・伝達する技術であるということができる。

このように、簿記は実務に密着した学科であるが、それはまたある程度会計原理ならびに会計法規に関係をもつものである。会計報告の内容を広く社会全般の立場から判断でき、また信頼のおけるものにするため、企業会計の実務のなかに慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したものが企業会計原則であり、これとともに会計法規に関する理解も要請される。かかる観点から、本書では会計の理論とそれを実践化するための技術を解説するとともに、適宜、企業会計原則、財務諸表規則、商法および計算書類規則などを織り込んで説明した。

簿記は、しばしば理解しにくい学科といわれるが、本書は長年にわたる簿記教育の体験を生かし、書名の示すように、はじめて簿記を学ぼうとする人に対する入門書として、簿記の何たるかについて、せめてこれだけのことは知っておいてもらう必要があるという考えのもとに書きおろしたもので、初歩より比較的高度の段階まで理解しうるように配慮した。

2 は し が き

もともと、簿記は理論と技術との調和の上に成り立っているものであるの
で、簿記の知識を修得するためには、理論をふまえて技術の反復的な学習が
望まれる。かかる意味において、はじめに簿記の前提条件、基礎構造および
複式簿記の原理を説明し、つぎにそれらの理解を助ける意味で商品売買業に
おける簿記処理について、開業より決算までの一巡の手続をとりあげた。つ
いで、現金、預金、手形、債権・債務、有価証券、商品売買、固定資産など
に関する取引、負債・資本および損益に関する取引の処理、決算整理、財務
諸表を扱い、最後に、本・支店会計および連結会計について解説した。

本書の出版にあたっては、千倉書房副社長 千倉 孝氏をはじめ、部長 秋本
敬助氏、塚越俊治氏および関口 聡氏等編集部の方々に非常にお世話になっ
た。また執筆にあたり、部長 鈴木敏也氏は長年にわたって絶えず筆者を励
まされ、かつ、校正事務その他につき献身的なご協力をたまわった。ここに
これらの方々に心からお礼を申しあげる次第である。

昭和 56 年 爽秋

今 井 信 二

目 次

第1章 総 説	1
Ⅰ. 資本の循環運動	1
Ⅱ. 簿記の前提条件	2
Ⅲ. 簿記の基礎構造	4
第2章 複式簿記の原理	9
Ⅰ. 取 引	9
Ⅱ. 勘 定	12
Ⅲ. 仕訳帳と元帳	19
第3章 決 算	31
Ⅰ. 決算の意義	31
Ⅱ. 決算の種類	32
Ⅲ. 決算の手続	33
Ⅳ. 決算予備手続	34
Ⅴ. 決算本手続	45
Ⅵ. 財務諸表の作成	56
Ⅶ. 複式簿記手続の一巡	59
第4章 現金・預金取引の処理	61
Ⅰ. 現金勘定	61
Ⅱ. 小口現金勘定	64
Ⅲ. 当座預金勘定	66
Ⅳ. 銀行勘定調整表	70

2 目 次

第5章 手形取引の処理	75
Ⅰ. 手形の種類	75
Ⅱ. 手形取引	78
Ⅲ. 荷付為替手形	87
Ⅳ. 金融手形・融通手形	89
Ⅴ. 手形の更改	90
Ⅵ. 手形記入帳	91
第6章 債権・債務取引の処理	97
Ⅰ. 主たる営業取引にもとづく債権・債務	97
Ⅱ. 主たる営業取引以外の取引にもとづく債権・債務	100
Ⅲ. 金融取引にもとづく債権・債務	101
Ⅳ. 仮決定および未定の取引にもとづく債権・債務	101
Ⅴ. その他の債権・債務	103
第7章 有価証券取引の処理	105
Ⅰ. 有価証券の意義と分類	105
Ⅱ. 株式の売買	105
Ⅲ. 債券の売買	106
Ⅳ. 有価証券の差入・保管・貸借	107
Ⅴ. 有価証券の評価	108
第8章 商品売買取引の処理(1)	109
Ⅰ. 商品勘定の処理	109
Ⅱ. 混合勘定としての商品勘定と販売益の計算	111
Ⅲ. 商品勘定の決算整理	113
Ⅳ. 返品・値引き・割戻および割引の処理	115
Ⅴ. 商品勘定の分割	117
Ⅵ. 三分法の場合の決算整理	118

第9章 商品売買取引の処理(2)	123
Ⅰ. 概 説	123
Ⅱ. 仕入帳・売上帳	124
Ⅲ. 原価の配分	126
Ⅳ. 商品有高帳	127
Ⅴ. 仕入諸掛の処理	135
Ⅵ. 棚卸減耗と商品評価損	135
第10章 特殊売買取引の処理	139
Ⅰ. 未着品	139
Ⅱ. 委託販売・受託販売	140
Ⅲ. 委託買付・受託買付	143
Ⅳ. 割賦販売	146
Ⅴ. 予約販売	147
Ⅵ. 試用販売	148
Ⅶ. 先物売買	149
第11章 固定資産取引の処理	151
Ⅰ. 固定資産の意義と分類	151
Ⅱ. 固定資産の取得原価	151
Ⅲ. 減価償却	154
Ⅳ. 修繕と改良	156
Ⅴ. 除却と売却	157
Ⅵ. 固定資産の明細記録	158
第12章 繰延資産の処理	159
Ⅰ. 繰延資産の意義	159
Ⅱ. 商法上の繰延資産	159
Ⅲ. その他の繰延資産	164

4 目 次

Ⅳ. 臨時巨額の損失	165
第13章 負債に関する取引の処理	167
Ⅰ. 負債の分類	167
Ⅱ. 流動負債	167
Ⅲ. 固定負債	168
Ⅳ. 社債の処理	169
第14章 引当金の処理	175
Ⅰ. 引当金の意義	175
Ⅱ. 引当金の種類	175
Ⅲ. 負債性引当金の処理	178
Ⅳ. 特定引当金の処理	181
第15章 資本に関する取引の処理	183
Ⅰ. 個人企業	183
Ⅱ. 組合企業	184
Ⅲ. 合名会社・合資会社・有限会社	185
Ⅳ. 株式会社	186
第16章 損益に関する取引の処理	205
Ⅰ. 損益に関する勘定の処理	205
Ⅱ. 収益および費用の分類	205
第17章 決算整理	213
Ⅰ. 決算整理の必要性	213
Ⅱ. 資産項目の整理事項	213
Ⅲ. 損益項目の整理事項	234
第18章 財務諸表	245
Ⅰ. 財務諸表の体系	245
Ⅱ. 財務諸表の作成	246

第19章 本・支店会計 263

- I. 本・支店会計の方法..... 263
- II. 本・支店間取引の処理..... 263
- III. 支店相互間取引..... 268
- IV. 本・支店財務諸表の合併..... 268
- V. 本・支店合併財務諸表の作成..... 273

第20章 親・子会社財務諸表の結合 285

- I. 意義および目的..... 285
- II. 連結貸借対照表の作成基準..... 286
- III. 連結貸借対照表の作成..... 288
- IV. 連結損益計算書の作成基準..... 293
- V. 連結損益計算書の作成..... 294

索引.....1～9

第1章 総 説

I. 資本の循環運動

企業は利益を獲得する目的をもって経済活動を営む。この活動を行うにあたり、企業にはじめ投下される資本は、貨幣のかたちをとるのが普通である。たとえば、商品売買業では、その貨幣は建物・備品などの固定資産の購入、商品の仕入、販売活動・管理活動のための支出にあてられ、やがて商品を販売することによって、再び貨幣を獲得する。このように購買活動と販売活動を通じて回収された貨幣の額は、多くの場合、はじめに投下された貨幣額よりも大きく、それが利益となって資本の額をそれだけ増加させる。

企業における購買活動→販売活動という資本の循環運動は、現実には1回限りで終るものではなく、回収された貨幣は再びつぎの循環過程に入っていく。第1の循環を終って貨幣のすがたに戻った資本が、利益の部分を除いてそれ自身第2の循環過程に入る場合を単純再生産といい、利益の一部または全部をともなって第2の循環に入る場合を拡大再生産という。

利益の獲得を目的とする企業の経済活動は記録・計算され、その結果は会計情報として伝達される。企業会計は、企業外部の利害関係者（株主や債権者など）に企業の財政状態ならびに経営成績を報告することを目的とする外部会計報告と、企業内部者である経営者に企業の活動の管理に必要な会計記録および会計報告を提供することを目的とする内部会計報告に分けることができる。前者は財務会計 (financial accounting)、後者は管理会計 (managerial accounting) と呼ばれ、近代会計はこの両者を包含するものである。一般に会計職能は、測定、保全、伝達、管理という職能から成り立っているとされるが、それは近代企業の会計職能の発達した形態をさすのであって、本来、会計の本源的職能は記録の職能であり、会計に要請される他の職能は

すべてこれから分化し派生したものにはかならない。すなわち、会計の場としての企業が公共的性格を増すにつれて、会計はたんに企業自身のために計算する (account) だけでは十分でなくなり、企業の財産の保全もしくは管理を適切に遂行する会計上の責任 (accountability) と、その結果を報告する (report) 任務をもつようになった。

会計理論にもとづいて、企業の経済活動を記録・計算・整理し企業の関係者が必要とする会計情報を財務諸表として作成するための技術が簿記 (book-keeping) である。

要するに、企業は資本を調達し、土地・建物・設備などの資産を利用し、従業員を雇用し、社会の必要とする財貨・サービスを提供して利益を獲得することを目的とする。そして簿記は、事業経営における財産および資本の増減を記録・計算・整理し、その結果を明らかにする技術であるといえることができる。

Ⅱ. 簿記の前提条件

いわゆる財務会計は、株主、債権者、従業員、取引先、消費者、監督官庁、徴税当局、地域住民など企業外部の利害関係者に対して、企業の経済活動に対する適切な情報を伝達することを目的としている。こんにちの企業会計にあってこの目的を達成するためには、経済情報の認識、測定、伝達についての技術的な側面をになう簿記成立についての基本的な前提条件が存在しなければならない。企業会計のよってたつそれらの前提は、経済的・社会的環境から導き出される基本的な会計上の仮定であり、会計公準 (accounting postulates) とよばれる。会計公準は仮定的前提である以上、絶対的・固定的なものではないから、環境の変化によって有用適切なものでなくなる場合には当然淘汰され、新しい公準にとって代られるものである。

会計公準としてあげられるものには種々あるが、一般に認められているものとしてつぎの3つがあげられる。

- (1) 企業実体の公準 (postulate of business entity)
- (2) 継続企業の公準 (postulate of going concern)
- (3) 貨幣評価の公準 (postulate of monetary measurement)

第1は、企業会計は企業そのものが実在するという見地に立って、1つの制度として企業それ自体を会計処理上のあらゆる判断の主体と考える公準である。

第2は、企業会計は永続的な生命を有し、継続的に経済活動を営むことを前提とした企業を対象とするという公準である。したがって、企業の清算とか解散を前提とする会計を行うものではない。こんにちの企業会計では、永続的な継続企業の存続期間を人為的に一定期間に、わが国では一般に1年または6ヵ月ごとに区切って期間計算を行い、営業活動の成果とその状態を明らかにする。

第3は、企業の経済活動とか、異質的な諸財貨や持分 (equity) を、共通の尺度である貨幣単位によって統一的に測定するという公準である。この公準によって企業会計の報告する経済情報は、計算の確実性と比較可能性が与えられ、利害関係者の意思決定の資料として役立てられる。

統一的な価値測定尺度として貨幣単位が用いられるにあたって、物価の変動や貨幣価値の騰落が微弱で、とくに重要な意義をもたないかぎり、これをあえて企業会計に反映せず、一応安定しているものとして処理するという仮定は、貨幣単位安定の公準 (postulate of stability in the monetary unit) と呼ばれる。

しかしながら、ある時点の貨幣価値と他の時点の貨幣価値は必ずしも同じではない。貨幣価値が変動している時代には、貨幣単位安定の公準は適合しなくなってきており、貨幣による評価を理論的に正しく行うためには、その測定結果を貨幣価値水準の変化に応じて修正することが必要である。貨幣価値水準の変化は、とくに長期的にみてそれは著しい場合があり、何らかの方法で企業会計に反映させなければならないことは明らかであるが、実際問題

としていかに修正するかは議論の分れるところである。

Ⅲ. 簿記の基礎構造

(1) 貸借対照表と損益計算書

およそ事業を営むためには、まずそれに必要な資金を調達しなければならない。一般に個人企業にあっては元手は事業主個人が拠出し、また株式会社にあっては株主から出資され、これらは資本(正味身代)(capital; net worth)あるいは自己資本といわれる。さらにそれ以外の第三者、たとえば銀行などから調達された資金で将来返済しなければならない債務は、負債(liabilities)あるいは他人資本といわれる。自己資本にしる他人資本にしる、他から調達された資金は、企業内で資産(assets)として運用される。

資金の調達源泉と運用形態を示す金額は、当然に一致する。すなわち、

$$\text{資産} = \text{負債（他人資本）} + \text{資本（自己資本）}$$

という恒等式が成り立ち、この式を貸借対照表等式(balance sheet equation)といい、一定時点に左側に資産、右側に負債と資本を示した表を貸借対照表(balance sheet: B/S)と呼ぶ。貸借対照表等式から得られる

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{資本}$$

という式を資本等式(capital equation)と呼ぶ。

企業は追加元入あるいは増資は別として、その経済活動を通じて資本を増加させる事実、たとえば商品売買業にあっては商品販売益を得ることによって収益をあげる。他方、資本の引出あるいは減資のような資本を減少させる事実は別として、収益獲得のために費やされた価値の犠牲分、たとえば営業経費のような費用が必要とされる。その結果生ずる収益と費用の差としての資本の正味の増減高は、純利益あるいは純損失を意味する。

これに対し、一定期間の収益を右側に、費用を左側に掲げ、両者の差額を純利益あるいは純損失として表示した表を損益計算書(profit and loss statement, income statement: P/L)と呼ぶ。損益計算書は資本の運動の結果と

しての資本増減の原因，すなわち収益と費用を対照表示し，その差額は正味資本の増減すなわち純損益を表し，この金額はまた貸借対照表における資本の当該期間の正味の増減額を示すものである。一般に，貸借対照表と損益計算書を財務諸表（financial statements）という。

たとえば，現金¥40,000で商品売買業を始めたとすると，期首の資本金は¥40,000である。一定期間営業活動を行い，かりに期末の資産が，現金預金¥17,000，売掛金¥15,700，商品¥28,000，備品¥4,500，負債が買掛金¥16,000とすると，期末の資本金は¥49,200となる。また当該期間の商品販売益が¥33,000，営業諸経費が¥23,800とすると，貸借対照表と損益計算書はつぎのようになる。

貸 借 対 照 表

年 月 日

資 産		負 債・資 本	
現 金 預 金	17,000	買 掛 金	16,000
売 掛 金	15,700	資本金(期首)	40,000
商 品	28,000	純 利 益	9,200
備 品	4,500		
	<u>65,200</u>		<u>65,200</u>

損 益 計 算 書

自 年 月 日

至 年 月 日

費 用		収 益	
営 業 費	23,800	商 品 販 売 益	33,000
純 利 益	9,200		
	<u>33,000</u>		<u>33,000</u>

(2) 財産法と損益法

企業が経済活動を通じて利益の獲得を目的とする以上，必然的に期間損益を明らかにしなければならない。1会計期間の純損益を計算するにはつぎの

2つの方法があるが、両法の結果は当然に一致するはずのものである。

貸借対照表においては、期末資産と期末負債の差額である期末資本を期首資本と比較することにより、純損益が算定される。このように、それぞれの有高から損益を計算する方法を財産法という。

期首資産－期首負債＝期首資本

期末資産－期末負債＝期末資本

期末資本～期首資本＝純 損 益

前例によれば

期末資本－期首資本＝純 利 益

(49,200) (40,000) (9,200)

となる。

これに対し、損益計算書においては、収益と費用を比較して損益計算を行い、その差額によって純損益が算定される。このような損益計算の方法を損益法という。

前例によれば

収 益－費 用＝純 利 益

(33,000) (23,800) (9,200)

となる。

財産法と損益法によって算出される純損益の額は一致するものである。損益計算についての財産法的思考は貸借対照表に、また損益法的思考は損益計算書にみることができる。財産法と損益法という2つの方法に関して、つぎのようなたとえがなされている。

企業の正味財産（資本）を水槽の中の水の量に見立て、水槽には注水管と排水管がついている。まず最初に（期首）両方の管を開け、一定期間経過後両方の管を閉じる。(1)一定期間経過後水槽の容量（期末資本）を計り、最初の容量（期首資本）と比較すればその増減量（純損益）を知ることができる。これが財産法の考え方である。他方、(2)期中の総注水量（収益）と総排水量（費用）を計り、その差をみればそれが期中の増減量（純損益）で、これが

損益法の考え方である。いずれの方法によってもその増減量は同一である。

Stanley F. Brewster: *Analyzing Credit Risks*, New York, 1924, p. 57.

The difference in the situation reflected in these two statements has been likened unto the measurement of the contents of a tank of water from time to time. Assuming an inflow and an outflow pipe, changes in the volume of water may be determined either: (1) by comparing the actual level of the water for different periods; or (2) by comparing the total inflow with the total outflow.

前述のように、貸借対照表は企業が一定時点に保有する資産（積極的財産）と、負債（消極的財産）および資本の一覧表で、企業の財政状態を示す静態表といふことができる。これに対し、損益計算書は一定期間における収益および費用とその差額としての純損益を明らかにするもので、企業の経営成績を示す動態表といふことができる。その性質から貸借対照表は肖像画に、損益計算書は伝記にたとえられる。

George Lisle: *Accounting in Theory and Practice*, Edinburgh, 1903, p. 70.

The main distinction between a Profit and Loss Account and a Balance Sheet is that the Profit and Loss Account shows the progress of the business during a period of time, while the Balance Sheet shows the position of the concern at a particular moment of time. The difference is similar to that between a biography and the portrait of an individual.